

『獅子林漫筆』における諦忍律師の主張

川 口 高 風

『獅子林漫筆』における問答の内容

『獅子林漫筆』は俊鳳の『略述大乘戒義』に対して、某客より九ヶ所の質問に諦忍が答えたものである。しかし、『円戒琢磨決』と比較すると、すべての質問が同一箇所というわけではない。『円戒琢磨決』にはなく、『獅子林漫筆』のみにある問答は「具足受戒」「色心戒体」「新学旧学」の項で、『円戒琢磨決』は、『略述大乘戒義』の構成順序に従って諦忍の質問があるが、『獅子林漫筆』における客の質問は構成順序通りでない。また、『獅子林漫筆』と『円戒琢磨決』の合致する箇所は、『獅子林漫筆』の引用の方が短文であり、『円戒琢磨決』の方がより詳細な質問となっ

『獅子林漫筆』における諦忍律師の主張（川口）

ている。しかも、『円戒琢磨決』は諦忍の『略述大乘戒義』に対する質問のみであるが、『獅子林漫筆』は諦忍の考えを答えとして主張しているところから、諦忍独自の考えが明確になる。そして客の質問に対し、「今案スルニ」の書き初めにより和文体で解答しているため、漢文体の『円戒琢磨決』より理解し易いものである。

そこで、『獅子林漫筆』における問答を通して諦忍の考えをながめるため、構成順序に従って『略述大乘戒義』と諦忍が引用している『略述大乘戒義』の本文、諦忍の答えを対照し要旨をながめてみよう。なお、要旨において『略述大乘戒義』は㊸、『円戒琢磨決』は㊹、『獅子林漫筆』は㊺と略称した。

順序の

『略述大乘戒義』

諦忍のの引用文

諦忍の答え

1

言ハ八戒五戒十戒毀禁一者。即是菩薩七衆。五八十具戒也。若不爾。則不可下。次約大乘二舉。七逆。亦不可說。同住。同僧利養。而共布薩。一衆說戒。矣。應知。此中八戒者。菩薩八齋戒。五戒者。菩薩優婆塞。優婆夷戒。十戒者。菩薩沙彌沙彌尼戒。菩薩式叉六法。即是十戒中六。非更別得。六法。但重受教約。令持。先受二耳。又解。十戒之言。總攝。十善十重。故云。十戒毀禁一者。此指。十重四十八輕八万威儀戒。即是菩薩比丘比丘尼戒也。瓔珞經說。住前信想菩薩。十心。云。復有二十心。謂十善法。五戒。八戒。十戒。六波羅蜜戒。者。即是菩薩七衆。五八十具戒也……

問按。天台戒疏。犯八戒五戒等文。云。大小乘皆有。者。似。犯。大小各有。五八十具戒。又云。大乘八戒。謂。地持八重。而不。出。五十具戒。者。似。顯。大乘

言ハ八戒五戒毀禁一者。即是菩薩七衆五八十具戒也。八戒者。菩薩八齋戒。五戒者。菩薩優婆塞優婆夷戒。十戒者。菩薩沙彌沙彌尼戒。菩薩式叉六法。即是十戒六。非更別得。六法。但重受教約。令持。先受二耳。又解。十戒之言。總攝。十善十重。故云。十戒毀禁一者。此指。十重四十八輕戒八万威儀戒。即是菩薩比丘比丘尼戒也。瓔珞經云。復有二十心。謂。十善法五戒八戒十戒六波羅蜜戒。者。即是菩薩七衆五八十具戒也。不可異解。矣

乃至問天台戒疏。犯八戒五戒等文。云。大小乘皆有。者。似。犯。大小各有。五八十具戒。又云。大乘八戒。謂。地持八重。而不。出。五十具戒。者。似。顯。大乘無。八齋戒

今案スルニ印度ハ既ニ一向大乘寺アル上ハ決ノ大乘ノ七衆アルヲ理在絶言ナリ然ルニ震旦ハ印度ト十万里程ヲ隔テ、聖教モ亦備ハラズ菩薩ノ八万威儀モ名ヲ聞バカリナリ往昔真諦三藏菩薩ノ律藏ヲ以テ漢土ニ来ント擬ス南海ニ於テ船ニ上ラントスルニ船便チ没セントス船ニ積タル物ヲ捨ケレト猶船進マズ律藏ヲ捨ケレハ船忽ニ進ム真諦歎メ曰菩薩ノ戒律漢土ニ縁ナシ深ク悲シムベシト其後唐ノ法藏大師甚タ此戒法ヲ渴仰ノ菩薩毘尼藏二十卷ヲ集メラル其上猶戒疏五卷ヲ述ノ委ク解釈セラル然レト此經ニ就テ大乘ノ七衆ヲ立ラレシコナシ南岳天台ハ円頓戒ノ元祖ナレトモ是亦大乘ノ七衆ヲ立ラレシコナシ蓋シ時縁未熟ヲ察セラレタル故本邦ノ伝教大師ニ至テ始テ大乘ノ七衆ヲ立ント願ヒ玉フ時ニ南都ノ七大

無二八齋戒沙弥戒具足戒。若有二大乘五八十具戒者。如何不三明釈之耶。答天台既云二大小乘皆有二者。即是大乘有五八十具戒之証也。然言三大乘八戒。謂二地持八重者。決是後人之語。非三天台之語也。地持八重。以三声聞戒。為三前四重。天台何為三梵網八戒。耶。義推。台疏脱文不レ少。今闕三八戒五戒十戒毀禁釈文。是故後人。旁三注大乘八戒。加三謂地持八重五字。而後亦復誤混。本文二耳。大乘五八十具戒。如三前已弁。天台豈不レ識之耶。應レ知。地持八重之釈。決非三天台之語也。問按三賢首戒疏。就二犯八戒五戒等文。明三大小各有五八十具戒。余師亦非三必無三其意。然震旦古德。唯立三小乘七衆。不レ論三大乘七衆者何。乎。答震旦僧徒。不レ簡三大小。多是習小助大之人。是故依三小乘法。立三七衆戒。以三梵網戒。為三通受法。非レ謂三大乘法中。無三七衆戒也。今則依三西方清規。以立三一向大乘。以レ故分三別。大乘

沙弥戒具足戒。若有二五八十具戒如何不三明釈之耶。答天台既云二大小乘皆有二者。即是大乘有五八十具戒之証也。然言三大乘八戒。謂二地持八重者。決定後人之語。非三天台之語也。地持八重。以三声聞戒。為三前四重。天台何為三梵網八戒。耶。義推。台疏脱文不レ少。今闕三八戒五戒十戒毀禁釈文。是故後人。旁三注大乘八戒。加三謂地持八重五字。而後亦復誤混。本文二耳。大乘五八十具戒。如三前已弁。天台豈不レ識之耶。應レ知。地持八重之釈。決非三天台之語也。問賢首戒疏。就二犯八戒五戒等文。明三大小各有五八十具戒。余師亦非三必無三其意。然震旦古德。唯立三小乘七衆。不レ論三大乘七衆者何。乎。答震旦僧徒。不レ簡三大小。多是習小助大之人。是故依三小乘法。立三七衆戒。以三梵網戒。為三通受法。非レ謂三乘法中。無三七衆戒也。今則依三西方清規。以立三一向大乘。以レ故分三別。大乘七衆耳。已

寺之ヲ拒。ンテ七衆混乱ノ難ヲ立テ堅ク有恕セス是。ニ障。ラレテ伝教師一代遂ニ戒壇成立セズ天子モ歎キ玉ヒ没後初七日ヲ慰セントテ円戒壇免許ノ勅使アリ茲ニ於テ義真始テ授戒ヲ興行セラル南都工綺。ナク天子ヨリ直ニ免許ナレトモ法中ノ議論ハ相スマヌナリ是ホドノ事ナル故此大乘七衆建立ノ義ハ容易ノ事ニ非ス必ス。ノ輕。シク思フ。ナカルヘシ今瑞公六波羅蜜戒ハ則チ大乘ノ比丘戒ナリト云ル。ハ甚タ意。得ガタシ是私ノ料簡ニメ經ノ文面ニ分明ニ六波羅蜜戒者則菩薩比丘戒也ト云語ナキガ故ナリ又式又六法即十戒中六。非三更別得。六法。但重受教約令。持三先受。耳ト云ヘルモ私ノ料簡ニシテ仏説ニ聞ザル。ナレハ承当ナリカタシ又十重四十八輕八万威儀即菩薩比丘比丘尼戒也トハ弥承当シ。誰カ敢テ信受センヤ又天台。大乘有。五八十具戒。ト云ヘルハ印土既ニ一向大乘

七衆^ニ耳。

寺アリテ現ニ其法ヲ取行^ト故ニ有^{アリ}トイ
ヘルハ尤允当セリ八戒ヲ地持ノ八重ト釈
セラレタルモ更ニ怪シムヘキニ非スコレ
則チ大乘ニ八重ナキノ証ナリ瑞公サゾ殘
念ニアルヘケレ^レ法ニ私ナキヲナレハ如
何^カトモスル^{コト}ナシ己カ胸臆ニ叶ハヌ故
ニ疏ニ難^ナヲ付^ケテ天台ノ語ニ非スト排斥
スルハ強^シテ己ガ義ヲ押^シ立ントスルノ
謀^ハ計^ナナリ賢首釈メ曰一犯八戒有^レ二一
小乘八戒如^ニ成実論^ニ二菩薩八戒如^ニ文殊
問經^ニ二犯五戒有^レ二一^ニ小乘五戒如^ニ小論^ニ
二菩薩如^ニ善生經^ニ三犯十戒亦^ニ一^ニ沙弥
十戒如^レ律^ニ二菩薩十戒復^ニ一^ニ如^ニ此經十
無尽戒^ニ二文殊問經亦^ニ以^テ沙弥十戒^ニ為^ス菩薩
戒^ニ四毀禁亦^ニ一^ニ大比丘戒^ニ菩薩戒^上
此說甚タアリノマ、ナル妙解ナリ胸中ニ
一物ナキ故ニ更ニ^{カウ}弊^ガヲナル^{コト}ナシ大
凡ソ支那国ノ通法タトヒ^{イリク}南岳天台荆溪四
明ノ如キモ小乘法ニ依テ七衆ヲ建立シ毘
尼即大乘ノ眼^ヲヲ以テ護持スルナリ^{習小}
助大

ニテハ梵網戒ヲ以テハ七衆道俗男女非人
 ハナン鬼神畜生通受ノ法トス仍テ諍論アル
 黄門鬼神畜生通受ノ法トス仍テ諍論アル
 一ナシ然ニ声聞ノ七衆ヲ棄テ別ニ大乘ノ
 七衆ヲ立ントスレハ諍論サカンニ起ル先
 十重六八ヲ以テ七衆ニアテガフ時ハ七十
 八十二成ル老比丘モ十五十六ニ成ル女子
 モ同位ナリ又年来仏法ニ皈依ノ十重六八
 ヲ護持セシ優婆塞優婆夷ノ輩老年ニ及テ
 家業ヲ子孫ニ譲リ出家剃染ノ後ハ何ノ戒
 ヲカ受ンヤ。若又十重六八ヲ受バ元ノ在
 家ト同シ此差別イカ、立ベキヤ仏法中ニ
 承リ及ザル珍事ナル哉

ここは略の「菩薩七衆」におけるもので、④の18 19 20が
 該当する。最初に、大乘七衆建立についての諦忍の考えが
 述べられている。それは、インドにおいて、すでに大乘寺

があるからといって、大乘七衆の語はない。中国はイン
 ドと遠く隔てており、教えも完全ではない。菩薩の八万威
 儀も名を聞くばかりで、真諦は菩薩の律蔵を中国へ伝えよ
 うとした。しかし、南海で船に乗ろうとしたが、船は沈没

『獅子林漫筆』における諦忍律師の主張(川口)

しそうになる。船に積んだ物を捨てたが船は進まず、律蔵
 を捨てたところ前進した。そのため真諦は嘆き、菩薩の戒
 律は中国に縁なく悲しいものといっている。

その後、法蔵はこの戒法を渴仰して菩薩の毘尼蔵二十卷
 を集め、『戒疏』五卷を著わし解釈した。しかし、經典で
 は大乘の七衆を立てていない。慧思、智顛は円頓戒の元祖
 であるが、大乘七衆を立てない。我が国の最澄によって、

初めて大乘の七衆を立てることを願ったが、南都の七大寺から、七衆が混乱することになるため許されなかった。したがって、最澄一生中には戒壇が成立せず、示寂の七日後、朝廷より戒壇の建立が許され、義真が初めて授戒会を行った。勅許によるものの、南都寺院との法の議論は終わらず、大乘七衆建立の義を密易に軽々しく考えてはいけないという。

次に、俊鳳と諦忍の意見の相違をあげてみよう。

一は、俊鳳が、六波羅蜜戒は大乘の比丘戒という。しかし、諦忍は俊鳳の料簡で、経に菩薩の比丘戒とは明確にっていないという。

二は、俊鳳が、式叉摩那の六法は十戒中の六で、別に六法を得ることではない。ただし、重ねて教約を受け、先受を持せるのみというが、諦忍はこれも俊鳳の料簡で、仏説ではないという。

三は、俊鳳が、十重四十八軽八万威儀は菩薩の比丘比丘尼戒というが、これも承服し難く信受できないという。

四は、俊鳳が八戒を『地持経』の八重と解釈しているが、これは大乘に八重のないことを証しているものといえる。

俊鳳は自分の意見と合わないため、疏を批判して天台の語でなく後人の語として批判し、自分の意見を押立てた謀計といっている。

五は、俊鳳がとりあげる賢首の『戒疏』における八戒五戒等の文は妙解であり、中国の天台、慧思、荆溪、四明らも小乘法によって七衆を立て、毘尼は大乘の眼で護持しており、梵網戒によって通受の法としているため争論することはないという。しかし、声聞の七衆を棄て、大乘の七衆を立てるならば、争論が盛んに起こる。例えば、十重四十八軽を七衆にあてると、老比丘も十五、六才の女子も同位となる。また、長く仏法に帰依して十重四十八軽を護持している優婆塞、優婆夷が老年になり、家業を子孫に譲って出家したならば、何の戒を受けようか。もし、十重四十八軽を受けるならば、元の在家と同じになり、珍事になると諦忍は答えているのである。

2

此中一言比丘比丘尼者。梵網会上。總受三十重四十八輕之人也。所以何者。依四分律及大論。仏成道十二年後。漸制声聞五八十具戒。然仏説。此經一時。未赴鹿園。未度五比丘。則知今之所説比丘比丘尼。決非声聞比丘比丘尼。斯亦總受三十重四十八輕。名比丘比丘尼之証也

此中言比丘比丘尼者。梵網会上。總受三十重四十八輕之人也。所以者何。依四分律及大論。仏成道十二年後。漸制声聞五八十具戒。然仏説。此經一時。未赴鹿園。未度五比丘。則知今之所説比丘比丘尼。決非声聞比丘比丘尼。斯亦總受三十重四十八輕。名比丘比丘尼之証也。

今案スルニ予カ梵網要解ニ此經ハ成道初七日ノ説ナリト決了セシ通リナレハ時坐ノ比丘比丘尼等ハ何レノ時カ出家シ何ノ時カ受戒セラレシヤ袈裟ヲ染縫間モアルマジク鉢ヲ薫ズル間モサゾ鬧シカラント思ハル、ナリ受戒ハ夜中ニハナルマジケルハサソ忿、忿ニアリシナラント推察セラル。決ノ是非声聞ト決断セラル、上ハ定メテ髓ナル証文アルナラシ。分明ニ聞マボシキ事ナリ予ハ一円承知セズ

○戒義ニ種々ノ比丘ヲ挙ラレント漏タル事アリ仍テ爰ニ開示ス律文ニ名字比丘相似、比丘自称、比丘乞求、比丘著割截衣、比丘破結使、比丘善来比丘受大戒白四如法成就得処、比丘ナリ比丘ハ旧梵語新ニハ云ト云更問

『獅子林漫筆』における諦忍律師の主張（川口）

ここは㊦の「比丘名称」におけるもので、㊦の23に該当する。『梵網經』所説時についての問答で、俊鳳は、比丘比丘尼とは梵網会上において、十重四十八輕を總受する人という。それは『四分律』『大智度論』によれば、仏成道十二年後に声聞の五八十具戒を制するといひ、『梵網經』を説いた時は、仏が鹿野園に赴かず、未だ五比丘に授戒してない時であった。そのため、この比丘比丘尼は声聞の比丘比丘尼でない。十重四十八輕を總受して比丘比丘尼と名づける証明というのである。しかし、諦忍は自分の著作の『梵網經要解』に説いたように、⁽¹⁾『梵網經』は成道後初七日の説であるため、比丘比丘尼は何時出家し受戒したのか。俊鳳は決して声聞の比丘比丘尼でない⁽²⁾と決断しているが、破かな証文があるのか承知できないという。㊦に種々の比丘をあげているが、漏れたものもある。律文には名字の比丘、相似の比丘、自称の比丘など多くあるが、比丘は旧訳で、新訳は~~比丘~~と答えている。

順序の	『略述大乘戒義』	諦忍の㊦の引用文	諦忍の答え
3	雖 ^レ 立 ^ト 心法戒 ^ヲ 。而不 ^レ 妨 ^ケ 復立 ^ニ 色法戒 ^ニ 也	雖 ^レ 立 ^ト 心法戒 ^ヲ 。而不 ^レ 妨 ^ケ 復立 ^ニ 色法戒 ^ニ 也	此戒体ニ就テ南都西大寺興正菩薩所述ノ戒体秘訣一卷アリ其旨甚深未曾有ナリ更問
順序の	『略述大乘戒義』	諦忍の㊦の引用文	諦忍の答え
	大乘法中 ^ニ 受 ^ニ 持 ^{スル} 三聚十重四十八輕 ^ヲ 。名 ^テ 為 ^ス 三具足受戒 ^一	大乘法中 ^ニ 受 ^ニ 持 ^{スル} 三聚十重四十八輕 ^ニ 者 ^ヲ 名 ^テ 三具足受戒 ^一	今案スルニ爰 ^ニ 一男アリテ三聚十重六八ヲ受 ^バ 則チ具足戒信男ト名ルヤ又一

ここは㊦の「色心戒体」においてである。しかし、㊦にはとりあげられていない。戒体についての問答で、俊鳳は心法戒を立てるといふが、色法戒を立てることも妨げにならないう。それに対し諦忍は、西大寺の觀尊に『戒体秘訣』があり、それに詳しく記されていると答えている。

ここは㊦の「具足受戒」においてである。しかし、㊦にはとりあげられていない。具足受戒についての問答で、俊鳳は、大乘では三聚十重四十八輕の受持する者を具足受戒と名づける。それに対し諦忍は、例えばある男子が三聚十重四十八輕を受ければ、具足戒の信男というか。また、女子の場合も具足戒の信女というか。釈迦の教えでは聞いた

ことなく、諸人も認めないことである。釈迦の教えの常識では剃髪出家した後、沙弥戒を護持し、二十才になって遮難がない場合に、登壇して二百五十戒を受持した人を具足戒の大比丘と称している。比丘尼も同様で、三国一轍のものと答えている。

女アリテ三聚十重六八ヲ受^{ウケ}レバ則チ具足戒ノ信女ト名ルヤ釈迦法中ニハ遂^{ツヒ}ニ聞^キ及^マザル事ナリ又諸人モ許スマジキナリ釈迦法中ノ常式ハ剃髪出家ノ後ニ沙弥戒ヲ護持シ年二十ニ滿テ十六遮十三難ヲ吟味ノ遮難無レハ登壇ノ二百五十戒ヲ受持スルヲ具足戒ノ大比丘ト称スルナリ比丘尼モ亦是ニ例ノ知ルヘシ是予カ学テ知ル処ニノ三国一轍ナリ

㊦の順序	『略述大乘戒義』	諦忍の㊦の引用文	諦忍の答え
<p>新学菩薩。必不^ス可^カ共^ス声聞乘人^ノ……… 新学菩薩不^レ応^下与^レ彼同住^ニ一寺^ニ。同止^ニ一房^ニ………</p>	<p>菩薩必不^レ可^ラ共^ス声聞^ニ……… 不^レ応^下与^レ彼同住^ニ一寺^ニ。同止^中一房^上</p>	<p>今案スルニ往^{ソノカミ}時円光大師東山吉水ニ住居ノ時至心ニ善導ノ釈義ヲ尊信ノ宗ヲ開キ玉ヘリ此旨感通アリテ一時導師來臨</p>	

『獅子林漫筆』における諦忍律師の主張（川口）

5	<p>財物不_レ交_ヘ。不_レ同_ニ修_行。不_ニ共_ニ語_説。不_ニ共同_住。</p>	<p>財物不_レ交_ヘ。不_レ同_ニ修_行。不_ニ共_ニ語_説。不_ニ共同_住。</p>	<p>アリテ授法シ玉フ。ソノ後勝尾寺ニ屏居ノ時亦来臨アリテ清談移_レ時。剩_ニ影像ヲ妻_戸ニ残_シ玉ヘリ今ニ至_テ儼然タリ天下悉ク渴仰ス予モ亦先年_ニ親_ヲ拜見_ス不_レ覚落涙シキ。然ルニ善導ハ小乗戒護持ノ人ナリ円光大師ハ大乘戒護持ノ人ナリ今此瑞公ノ誠_ニ順_バ。善導ノ吉水へ来臨セルハ仏制ヲ破ル罪人ナリ。吉水ノ受法セルル、モ亦仏勒ヲ背ク罪人ナリ。己カ家ノ両祖ヲ達勅ノ罪人ニシ或ハ邪見外道悪人ニメ意_ニ快_ク。欵如何_ニ予ハ是等ノ語ヲ見_テ三百ノ矛_ヲ以_テ心_ヲ刺_ルガ如シ吁悲ヒ哉</p>
---	--	--	--

ここは㊦の「新学旧学」においてである。しかし、㊤にはとりあげられていない。新学の菩薩についての問答で、俊鳳は、新学の菩薩は必ず声聞乗の人と居してはいけない。また、一寺や一房に共住してもいけない。財物を交えたり、修行を同行したり、語説することも禁じている。しかし、諦忍は、法然が東山吉水に住居していた時、善導の釈義を

尊信して開宗したが、その時、感通して善導が出席し授法している。その後、勝尾寺に移ってからも善導が来臨したといわれ、その影像が残されている。諦忍も先年それを拝見したが、善導は小乗戒を護持した人で、法然は大乘戒を護持した人である。俊鳳の説によるならば、善導が法然の下に來臨したことは、仏制を犯すことになる。また、法然

の受法も仏勅に背くものとなる。両祖を違勅の罪人にし、の説を知り、心を刺される思いがして悲しいと嘆くのである。邪見外道の悪人とすることはどうしたことか。諦忍は俊鳳る。

順の	『略述大乘戒義』	諦忍のの引用文	諦忍の答え
	<p>吉水開ニ非時食。応レ有二義。一者由ニ作善有レ勝且放ニ止善一故…… 二者由ニ仏許ニ時食非時食一故…… 小乘法中。尚有二此説。況於下大乘法中。若見ニ勝利。則現ニ遮罪一者上乎哉。</p>	<p>吉水開ニ非時食。応レ有二義。一由ニ作善有レ勝且放ニ止善一故。二由ニ仏許ニ時食非時食一故。 小乘法中尚有二此説。況於下大乘法中若勝利。現ニ遮罪一者上哉。</p>	<p>今案スルニ在家ノ男女モ少シ後世ノ志アル輩ハ月ニ六日ノ八齋戒ヲ受持スル人現ニ世上ニコレアル事ナリ奇特千万尤随喜スルニ堪タリ然ニ円頓大戒ノ大比丘^{或ハ比丘}ト号ノ三衣一鉢ヲ護持シ傳戒ノ和上トモ成者ガ公然トノ衆中ニ坐メ非時食ヲ食セバ大ニ人ノ譏嫌ヲ招クヘシ無慚愧ノ甚シキナリ夫^シ四十八輕ハ譏嫌ヲ將護センカ為ナリ苟モ譏嫌ヲ破ラバ護持ノ甲斐アルヘカラス深ク恐レ慎ムヘシ是^{コレ}理外ノ理ナリ荷法ニ志アラン人ハ急ニ眼ヲ著ズンバアルヘカラス又吉水ノ引レタル発菩提心經ト云モノハ大藏中ニ無シ恐クハ藏外ノ偽經ナルヘシ証トスルニ足ラス又真諦ノ部執異論疏ニ引ル一偈モ如来一化大小乗ノ通制ヲ打破リタル説ナレハ大乘円頓ノ行</p>

『獅子林漫筆』における諦忍律師の主張（川口）

者ハ手ニモ取ヘカラス耳ニモ聞ハヘカラ
 ス况ヤ信受奉行センヤ大乘ノ菩薩ハ二乘
 ノ經典ハ邪見外道ヲ嫌ヒナガラ己ガ得方
 ニナル事ハカヤウニ引証スルコトハ不埒千
 万ナリ此一偈既ニ此書ヲ汚ス早ク刪リ捨
 ベシ瑞公此邪見ノ偈ヲ此書ニ引載コト先
 ハ其意根正シカラズ破齋嗜ト見タリ哀
 ナルカナ悲シムヘシ大凡ソ此一偈ハ印土
 小乗部計ノ異執ナルヘシ印度ハ部執ノ異
 論強盛ニメ常ニ大乘ト諍ヒ小僧ヲバ北狄
 ニ売リ大人ヲバ殺害シ如来方便假説ノ三
 淨肉ヲ確執メ公然トシテ常ニ食スルノ旨
 南山ノ感通伝ニ委ク記セリ西域記慈恩伝
 等ニモ三淨肉ヲ食スルコト往ミニ記セリ是
 等ノ二乘外道ノ輩ノ邪言穢語何ソ引テ菩
 薩ノ耳目ヲ汚シ正法ノ規式トスルニ足ラ
 ンヤ若正法ノ準繩トメ破齋ヲ許サハ持齋
 ノ人世ニ絶ヌベシ中古耨尾明恵上人一
 時風邪ニ犯サレ玉フ時醫師勸テ每朝美
 酒一盞ヲ用ヒ玉ハンコトヲ懇請ス上人堅ク

拒テ曰酒ハ諸戒ノ内ヨリ選ミ出サレテ仏門ノ大禁ナリ設ヒ之ヲ用ヒズノ命終スモ堅ク破ルベカラス其上何ガナカコツケニ破戒セントタリム若輩ノ僧徒ワガ没後ニモコレヲカコツケニメ山中宛然酒ノ道場ト成ヘシ旁以テ遠慮ナキニ非スト云云流石高德ノ垂誠感激ニ堪タリ今亦是ニ例スルニ大乘ノ大比丘タル人破齋セバ其門徒一人モ持齋スルモノアルヘカラス是滅法ノ源ナリ仏法ノ不饒益ヲ惹ト云者ナリ恐ルヘキノ甚シ。往昔慈惠僧正睿山三千ノ貫首タリシ時帶劍ヲ開サレタリ是ヨリ今ニ至テ台徒常ニ帶刀スルコトニ成ヌ豈梵網ニ契ハンヤ澄憲聖覺妻ヲ帶シ說法ヲ以テ活命トス子孫相續メ其業ヲ伝フ之ニ倣テ吉水門下ニ持妻食肉以テ宗旨トスル者アリ今ニ至テハ倒瀾ノ勢ナリ殷鑑ニ遠 苟モ正法久住ニ志アラン人ハ戦ミ兢ミトメ杞人ノ憂ヲ懷カズンバアルヘカラス

ここは略の「菩薩食法」におけるもので、④巻下の11に該当する。時食非時食についての問答で、俊鳳は、法然が非時食を開すことに二義あるという。一は、作善の方が止善より良い場合、二は、仏が時食非時食を開しているためという。小乗でこの説があるならば、大乘において利があり遮罪となる場合という。そこで諦忍は、在家の男女でも八齋戒を受持する人がいる。円頓大戒の比丘、比丘尼と号して三衣一鉢を護持し、伝戒の和上となる者が公然として非時食を行えば、俗人より譏られ、無慚愧の甚だしいものとなる。四十八輕戒は俗人より譏嫌されないことを護る戒である。もし、それを破るならば、四十八輕戒を護持する甲斐はない。また、法然が引用した『発菩提心經』は大蔵經になく、藏外の偽經で証文にならない⁽²⁾。

真諦の『部執異論疏』に引く偈も、大小乗の通制を打破る説で、大乘円頓行者は手にとらず、耳にも聞くものではない。大乘の菩薩は、二乗の經典を邪見外道と嫌いながら自分の都合で引証する不埒千万である。この一偈を早く刪り捨てるべきものという。俊鳳がこの偈を引用することは、意根が正しくなく、非時食を好む人と思われ、哀れで悲し

むべきものである。この一偈はインド小乗部の異執で、異論を出して大乘と争っていることは、道宣の『律相感通傳』に委しく記されている。また、『西域記』『慈恩傳』などにも記されているが、このような二乗外道の邪言穢語を引いて菩薩の耳目を汚し、正法の規式とするには足りないものである。

もし、正法の教えとして非時食を開すならば、持齋者は絶えてしまふ。明恵は風邪に冒された時、医師より毎朝美酒を用いることを懇請された。しかし、明恵は堅く拒み、飲酒は仏門の大禁で、例え用いずに終命しても破戒すべきでないといっている。もし、飲酒したならば、それに託けて破戒し、明恵示寂後も、託けて飲酒するため、栴尾山は酒の道場となってしまふ。したがって、酒は遠慮するといっており、さすがに明恵の垂誠は感激するものであった。

この例と同じように、大乘の比丘が非時食したならば、その門徒は誰も持齋しなくなってしまう。これは滅法の根源となる。昔、慈恵が比叡山、三千院の貫首であった時、帯剣を許したため、それ以後、今日に至る迄天台の徒は常に帯刀することになった。これは『梵網經』の教えに合う

のか。また、澄憲は妻帯し説法を生業としていたため、子孫も相続して生業としている。これに倣って、法然門下に持妻食肉を宗旨とする者が出てきて、今日に至っては、それらが盛んな勢いとなっている。正法久住の志ある人は、犯した人の憂を懐かずにいられないと述べている。

⑦の順序	『略述大乘戒義』	諦忍の⑦の引用文	諦忍の答え
7	<p>仏著ニ金縷袈裟一</p>	<p>仏或者ニ金襴衣一上已</p>	<p>今案スルニ如来手カラ迦葉ニ授テ弥勒ニ伝ヘ玉フ袈裟ハ金襴ニ非ス糞掃納衣ナリ此事ニ就テ予カ空華談叢ニ立レ理引レ証詳ニ決扱ス往見ヘシ</p>

ここは⑦の「形儀不定」におけるもので、⑧の39に該当する。俊鳳は、仏が金襴衣を著したと述べているが、諦忍は、仏が自ら迦葉に授け、弥勒へ伝えた袈裟とは金襴衣でなく糞掃衣という。そして、『空華談叢』に詳しく述べておいたというのである。

⑧の順序	『略述大乘戒義』	諦忍の⑧の引用文	諦忍の答え
8	<p>敕修伝云。吉水一時告門人云。雖遇中川少将上人。而唯伝聞。儉蘭又名目耳。</p>	<p>敕修伝云吉水一時告門人曰雖遇中川少将上人而唯伝聞。儉蘭又名目耳上已</p>	<p>今案スルニ又ノ字謬レリ五部ノ律蔵ニ皆遮ノ字ニ作ル遂ニ又ノ字ヲ用ルナシ是伝ヲ編人ノ疎昧ナリ唯波羅提木又ノ時ハ又ノ字ヲ用ル而已。又名目ト云モ非ナリ波羅夷儉蘭遮ハ戒法ノ名字ナル耳。名</p>

『獅子林漫筆』における諦忍律師の主張（川口）

『獅子林漫筆』における諦忍律師の主張（川口）

	<p>目ニハ非ス。名目トハ五停心総相念処別相念処輒頂忍世第一法ト云ガ如キ是ナリ</p>

ここは㊦の「円戒弘伝」におけるもので、㊦巻下の14に該当する。俊鳳は『勅修法然上人行状絵図』に、ある時、法然が門人へ中川実範に遇ったが、ただ、偷蘭又の名目を伝え聞いたのみとっている。それに対して諦忍は、偷蘭又の「又」は誤りで、五部律蔵はすべて「遮」となっており、「又」を用いているものはない。勅修伝を編集した人の誤りで、波羅提木又のみ「又」を用いる。また、名目と名目というの誤りで、戒法の名字であって名目でない。名目は五法の第一法の名称であるという。

9	⑨の順序	『略述大乘戒義』	諦忍の㊦の引用文
		依 ^ル 天台意 ^ニ 。積尊 ^ノ 一化 ^{。所説教門} 。準 ^レ 義推 ^ス 尋 ^{。具明ニ四教ニ謂蔵通別円} 。	依 ^レ 天台意 ^ニ 。積尊 ^ノ 一化 ^{所説教門} 。準 ^レ 義推 ^ス 尋 ^{。其明ニ四教ニ謂蔵通別円} 上 ^{ナリ} 。
			諦忍の答え 今案スルニ天台ハ四教ヲ立 ^{タテ} 。華嚴ハ五教ト立法相ハ三時教ト立真言ハ十住心ト立是皆人師ノ義立ノミ仏説ニハ非ス。天台ニ通別円ノ菩薩ヲ立テ強ク浅深ヲ論スレ ^イ 。密家 ^イ 限 ^キ ノ法門ニ ^テ 他家用ヒヌナリ。密家ニハ此密教ハ法仏内証ノ秘談ナリトテ他家ハカマハヌナリ仍テ学者宜シク意ヲ得テ学行スヘシ強テ屈執スルコト勿レ

ここは④の「釈通疑難」におけるものである。④にも同項からの問答はあるが、⑤とは異なつた箇所である。俊鳳は、天台によれば釈尊一代の教法を四教に分類し明らかにしている。それは、藏通別円である。それに対し諦忍は、天台は四教、華嚴は五教、法相は三時教、真言は十住心を立てて分類しているが、これはすべて智顛、法藏、窺基、空海らの祖師が立てたもので、仏説ではない。天台は通別円の菩薩を立て、強く教えの浅深を論じているが、それは天台の法門であり、他家の人は用いていない。密家では、密教が法仏内証の秘談といつても他家は関係ない。したがって、仏教を学ぶ者は心得て学ぶべきもので、屈執することではないという。

『獅子林漫筆』を通してみた諦忍の考え

以上、『略述大乘戒義』に対して、某客が指摘した九ヶ所における諦忍の考えをみてきたが、『獅子林漫筆』の最後に諦忍の結論が主張されている。それをあげると、大凡ソ今此戒義ノ一書。古来立兼ル大乘七衆ノ義ヲ強テ押立ント計ラルレ正理ニ通ゼヌ所多シ。先第一ニ瓔珞經

『獅子林漫筆』における諦忍律師の主張（川口）

ニ六波羅蜜戒トアルヲ具足戒ノ事ナリト云ルレ正古来遂ニ談ゼヌ何ノ証拠モナキニ唯是瑞公ノ妄説ナルノミ。不レ可ニ異解ト禁制セラルレ誰カ敢テ信受センヤ。又台疏ニ大乘八戒謂ニ地持八重トアルヲ破斥セラルレ現文分明ナル上ハ誰カ敢テ肯ハンヤ。如レは無理無証ニ七衆ヲ立ントスレ正更ニ立ベカラス人ノ信受ナキヲ如何。例セハ戦国ノ諸將ノ倒レ東殺レ西天下ヲ計ントスレ遂ニ叶ハザルカ如シ明曠ノ三衣加法受持ノ説ヲ加勢ニノ妄勢ヲ張ラントスレ正無勢ナレバ少在□□無ナルノミ。經文ニ比丘比丘尼トアルヲ天台ノ疏ニ十戒具戒也トアレ正瑞公ハ是梵網会上新ニ受戒セル大乘ノ比丘比丘尼ト分明ニ決判セリ。前ニモ論スル通り此經ハ成道初七日ノ説ナレハ受戒ノ時節ナシ因テ信受セラレヌナリ。予熟惟ニ是他方世界ヨリ来ル影響ノ十戒具戒聞ノ人ナルヘシ如レ是解シ得レバ甚タ妥帖ナリ兎角弥勒ノ出世ヲサツハリト事明マジキ義ヲサマ〜ト意ヲ勞シ經文祖語ヲ会釈ノ己ガ理ヲ張ントセラルレ正一ツモ立ベカラス無益ノ甚シキナリ。古人ハ睿山大靜論以後一向カマハヌハ平地生ニ風波一ヲ怖テナリ今瑞公張レ臂相論セラル、ハ

『獅子林漫筆』における諦忍律師の主張（川口）

蟻螂敵ニ隆車ニナリ先年獅谷忍澄光明別伝纂註ニ此事ヲ言立ラレシカハ楠葉宗覺大乘円戒頭正論ヲ述ノ破斥アリシニ因テ登ク七零八落ニシ畢レリ今亦灰燼ヲ然サントセラルルハ小兒ノ水掛論ナルベシ夫惟ニ天台大師ノ語ニ曰止觀者高尚者高尚之鄙劣者鄙劣之ト今戒法モ亦如是大乘眼者大乘之小乘眼者小乘之且ク殺生戒ノ如キ小乘人ノ殺生ト大乘人ノ殺生ト何ノ替目カアラン唯此法受持ノ人ノ意ニ依ノミ。戒無ニ大小ニ依ニ受者心期トハイカニモ尤ナルヲナリ。若大乘円人ノ眼ヲ以テ見ルトキハ別教ノ戒モ通教ノ戒モ藏教ノ戒モ豈別ナランヤ同一仏乗円融無尋言語道断心行処滅ス是ヲ絶待ノ妙戒ト云。元亨釈書三井寺慶祚伝云増賀有疾祚往而問之公病三諦中何患乎賀曰空諦無病中諦亦有亦無我所患假諦耳。祚曰公之所觀似ニ隔歷ニ也即說ニ円融三諦及止觀病患境。賀聞垂レ涙病又尋愈ト。古人ハ既ニ如レ是眼前脚下円融非ルヲナシ独リ戒法ニ於テ区ミトノ浪ニ大小ヲ諍論セシヤ。是偏ヘニ円頓ヲ信スル志ノ浅キ故ナリ。若真実円頓ノ行人ナラバ举足下足皆是道場著衣喫飯下屎放尿円融法界ニ非ルヲナシ。今瑞公ガ如キハ無レ風起レ波強ク大小

ヲ隔歷シ是ヲ興法利生ト思ヒ不覺己カ家ノ両祖ヲシテ外道罪人ト作シムルニ至ル如レ是ノ書ハ早ク水火ニ投入シテ可ナリ人ノ耳目ニ触テ不饒益ヲ惹シムベカラズ可怖可怖

とあり、『略述大乘戒義』は大乘七衆の義を強く立証しようとしているが、理の通じない所の多い著作という。続いて俊鳳は、『瓔珞經』に六波羅蜜戒とあるが、これを具足戒としていることは何の証文もない。俊鳳の妄説と批判する。

次に、『天台疏』にいう大乘の八戒は『地持經』の八重とあることを破斥し、後人の語として無理無証に七衆を立てているというが、立てない人の信受は何かという。經文にある比丘、比丘尼を『天台疏』に十戒具戒とあるところから、俊鳳は梵網会上において、新たに受戒する大乘の比丘、比丘尼と決めつけている。それに『梵網經』は、成道初七日の説であるため、受戒の時節はないと諦忍はいう。そして、經文祖語を会釈して自分の理を主張しようとしても無益であるともいう。

古人は、最澄による円頓戒についての論争後、それに関

わらなかつたことは平地に風波を起こすことを怖れたためであつた。しかし、俊鳳は論争を起こしたわけで、先年に忍澄が『集成光明善導大師別伝纂註』においてこのことを主張したが、宗覚は『大乘円戒頌正論』を著わして破斥した。⁽⁴⁾ 灰燼を燃やすのと同じで、小児の水掛論と批判する。

天台大師は、止観を高尚の者は高尚であり、鄙劣の者は鄙劣というが、戒法も同じで、大乘の眼の者は大乘であり、小乗の眼の者は小乗とみる。例えば殺生戒でも、小乗者の殺生と大乘者の殺生とは何の変化があるうか。受持者の意志によるのみで、戒には大小乗なく、受者の心によるものである。もし、大乘円頓の眼で見たならば、別教の戒も通教の戒も藏教の戒も別ではない。同一仏乗の絶待の妙戒である。

『元亨釈書』の三井寺の慶祚伝に、慶祚と増賀の問答があるが、それをみても眼前脚下円融であり、戒法のみ大小乗と争論することは、円頓を信じる志が浅いものである。真実円頓の行者ならば、すべて円融法界でないことはない。俊鳳が大小乗を隔歴し、小乗を興法利生と考えないのは、自分の家の両祖を外道罪人にするのと同じである。『略述

『獅子林漫筆』における諦忍律師の主張(川口)

大乘戒義』は、早く水火に投じて人の耳目に触れない方が良く、怖るべき著作と厳しく批難している。このような厳しい批難は『円戒琢磨決』にみえない。それは、『円戒琢磨決』が諦忍自ら俊鳳に対して具体的に質問したものであつたからで、それに対し『獅子林漫筆』は、一般僧の某客に対して諦忍の考えを答えたものである。そのため平易な言葉によりながらも厳しい口調で、徹底的に『略述大乘戒義』を抹殺することを教示しているのである。

1 『梵網經要解』卷一に「此經ハ如来成道最初ニ説玉フ所ノ宝典ナリ」「予今案スルニ。此梵網經ハ菩提樹下ニシテ降魔成道スルヤ否即時ニ説玉ヘリ。是初七日ノ説ナリ」というところから、諦忍の『梵網經』説時の考えが明らかになる。

2 しかし、『発菩提心經』は天親造、羅什訳の『発菩提心經論』のことで、二卷十二品より成り、大乘思想に立脚して菩薩の発菩提心を中心とした修道思想が記されている。なお、『大正藏經』第三十二卷に所収している。

3 『空華談叢』には記されていない。しかし、諦忍には『迦葉伝衣非金欄辨』があり、詳しく推考している。なお、『合掌叉手本儀編』の附録に「迦葉伝衣考」があり、その要略が

『獅子林漫筆』における諦忍律師の主張（川口）

記されている。詳しくは、拙稿「『迦葉伝衣非金襴辨』をめぐる論争」（昭和五十九年四月）「愛知学院大学禅研究所紀要」第十二号）を参照されたい。

4 従来、宗覚の『大乘円戒顕正論』は天台系の円戒の主張に對し、南都系戒律の立場から論駁したものと紹介されているのみで、論駁した相手は明らかになっていなかった。（『日本大藏経』解題下卷（大正十一年五月 日本大藏経編纂会）四四四頁、『仏書解説大辞典』第七卷（昭和八年十一月 大東出版社）二八〇頁、『増補改訂 日本大藏経』第九十八卷解題二（昭和五十二年七月 講談社）二二〇頁）しかし、諦忍による指摘から八事文庫蔵の『大乘円戒顕正論』（東山・十三・ス・三十一）をみると諦忍の書き入れがあり、表紙裏には、

此書者洛東獅子谷忍澄所著之善導大師別伝纂註中往々依睿山伝教所立演下下仮声聞七衆戒一単依梵網一成七衆一之旨是既僻見故宗覚作此書而大破斥之忍澄終不能答
尾城八事峯興正律寺

とある。また、宗覚の序の「濫大不肖之士」の横には「獅子谷忍澄ヲ指」と朱書きがあり、本文の「濫大曰」の横に「忍澄」、「顕正曰」の横に「宗覚」との墨書きも加えられている。この書き入れから『集成光明善導大師別伝纂註』をみると『濫大曰』の引用文が該当しており、これによって『大乘円戒顕正論』の論駁した相手は、忍激の『集成光明善導大師別伝纂註』であったことが明らかになった。なお、忍激と宗覚

の論争は別に考察したい。

（附記）

本稿は、拙稿「諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争」(上)（平成三年三月）「愛知学院大学禅研究所紀要」第十八・十九合併号）の二章と三章の間に入るもので、『略述大乘戒義』『円戒琢磨決』『獅子林漫筆』の資料的価値は先の拙稿で考察したため、ここでは省略した。